

福岡県公報

平成28年11月29日
第3848号

目次

告示(第819号-第826号)

○筑後広域公園プールの利用料金の承認	(公園街路課)	1
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	4
○福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の使用料の徴収事務の委託	(水産振興課)	4
○福岡県建設技術情報センターの使用料及び建設資材に関する各種試験の手数料の徴収事務の委託	(企画課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
公 告		
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	5
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	6
○意見募集の結果の公示	(自然環境課)	6
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(文化振興課)	6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	7

監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	7
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	9
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	12
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	16
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	22
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	25

公安委員会

○福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警務課)	30
○司法警察員等の指定に関する規則	(刑事総務課)	30
○国外犯罪被害弔慰金等の支給についての裁定	(被害者支援・相談課)	31

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(教育庁社会教育課)	31
---	------------	----

告 示

福岡県告示第819号

福岡県都市公園条例(昭和52年福岡県条例第12号)第17条の6第2項の規定に基づき、筑後広域公園プールの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 名称
筑後広域公園プール
- 位置
みやま市瀬高町本郷
- 利用料金の承認年月日
平成28年11月29日
- 利用料金

(1) 研修室

単 位	金 額
1 時間	360円

(2) プール等

イ 占用使用の場合

区 分		単 位	金 額
プール	夏季期間（屋内プール）	午前9時00分から正午まで	20,450円
		午後1時00分から午後5時00分まで	27,270円
		午後6時00分から午後9時00分まで	24,550円
		午前9時00分から午後5時00分まで	47,730円
		午後1時00分から午後9時00分まで	51,820円
		午前9時00分から午後9時00分まで	72,280円
	夏季期間（屋外プール）	午前9時00分から正午まで	23,380円
		午後1時00分から午後5時00分まで	31,170円
		午前9時00分から午後5時00分まで	54,550円
	温水期間（屋内プール）	午前9時00分から正午まで	30,700円
		午後1時00分から午後5時00分まで	40,930円
		午後6時00分から午後9時00分まで	36,840円
		午前9時00分から午後5時00分まで	71,640円
		午後1時00分から午後9時00分まで	77,780円
		午前9時00分から午後9時00分まで	108,480円
	トレーニング室	午前9時00分から正午まで	9,260円
		午後1時00分から午後5時00分まで	12,340円
		午後6時00分から午後9時00分まで	11,110円
午前9時00分から午後5時00分まで		21,600円	
午後1時00分から午後9時00分まで		23,460円	
午前9時00分から午後9時00分まで		32,720円	
フィットネスルーム	2 時間	890円	

ロ 個人使用の場合

区 分		単 位	金 額	
プール	夏季期間（屋内プール・屋外プール）	2 時間	一般	350円
			生徒	200円
			児童（屋内プールのみ）	150円
		2 時間を超えると き30分ごとに	一般	90円
			生徒	50円
			児童（屋内プールのみ）	40円
プール	温水期間（屋内プール）	2 時間	一般	510円
			生徒	300円
			児童	200円
		2 時間を超えると き30分ごとに	一般	130円
			生徒	80円
			児童	50円
トレーニング室	2 時間	一般	350円	
		小学生・生徒	180円	
	2 時間を超えると き1時間ごとに	一般	180円	
		小学生・生徒	90円	
フィットネスルーム	2 時間	一般	200円	
		小学生・生徒	100円	
	2 時間を超えると き1時間ごとに	一般	100円	
		小学生・生徒	50円	

備考

- この表において「占用使用」とは講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- この表において「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。
- この表において「児童」とは幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「

生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。

- 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるプール及びトレーニング室の占用使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 5 占用使用の場合、競技者の全てが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 6 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 7 プールの占用使用の場合、1コース単位で使用できるものとし、この場合の額は、屋内プールは当該使用区分の額の7分の1とし、屋外プールは当該使用区分の額の8分の1とする。
- 8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の10回分に相当する額とする。
- 9 次の者は、無料とする。
- (1) 65歳以上の者
- (2) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 障害者
- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (イ) 療育手帳の交付を受けている者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- イ 介護者
- 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合

福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

- 10 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
放送設備	1回	2,480円
コインロッカー	1回	50円
自動計時装置	1回	3,350円
移動式電光掲示板	1回	6,700円
フィットネスルームの音響装置	2時間	560円

福岡県告示第820号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 施行者の名称
行橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
行橋都市計画図書館事業第1号 行橋市図書館
- 3 事業施行期間
平成28年11月16日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
行橋市大橋三丁目地内
- (2) 使用の部分
行橋市大橋三丁目地内

福岡県告示第821号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年3月29日福岡県告示第545号久留米都市計画公園事業2・2・18号寺山公園の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成25年3月29日から平成34年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成25年3月29日福岡県告示第545号の事業地に久留米市津福本町字潮浸を加える。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第822号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 委託先

宗像漁業協同組合

2 所在地

宗像市鐘崎778番地5

3 委託期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

福岡県告示第823号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県建設技術情報センターの使用料及び建設資材に関する各種試験の手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 委託先

公益財団法人福岡県建設技術情報センター

2 所在地

糟屋郡篠栗町大字田中315番地の1

3 委託期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

福岡県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県道	大日寺潤野線 飯 塚	前	飯塚市大日寺235番6先 から 飯塚市潤野737番1先ま で	7.0 ～ 24.3	214.8
			後	飯塚市大日寺235番6先 から 飯塚市潤野737番1先ま で	11.5 ～ 30.5	214.1

福岡県告示第825号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川上伊良原字柳ヶ迫1053の3、犀川帆柱36の1、60の3、87の2、102の1、104、315の1、315の2、1392の2、1516の2、1532の8、1532の15、1533の2、1534の3、犀川横瀬字荒谷482

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	町川原福岡線	前	古賀市青柳1734番2先から古賀市青柳1736番1先まで	15.0 ～ 16.6	44.3
			後	古賀市青柳1734番2先から古賀市青柳1736番1先まで	15.0 ～ 16.6	44.3

公 告**公告**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
松田土地改良区	平成28年11月16日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

久留米都市計画公園の変更（久留米市決定）（平成28年11月2日久留米市告示第603号）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグコスモス紫店・博多食肉紫店
- (2) 所在地 筑紫野市紫三丁目649番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドン・キホーテ那珂川店
- (2) 所在地 筑紫郡那珂川町片縄四丁目31番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定によりみやま市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

瀬高都市計画火葬場の決定（平成28年11月10日みやま市告示第149号）

公告

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成28年11月24日から平成28年12月9日まで

(30日間以上の提出期間を定めることができない理由)

福岡県立アジア文化交流センター条例の一部を改正する条例と公布の日及び施行期日を同日にする必要があるため。

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県人づくり・県民生活部文化振興課に備え置きます。

公告

福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部改正について、平成28年7月12日から平成28年8月10日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成28年11月18日に公布しました。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

環境部自然環境課自然公園係

電話：092-643-3369

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成28年11月29日

福岡県知事 小川 洋

宗像都市計画公園の変更（宗像市決定）（平成28年11月14日宗像市告示第296号）

監査委員

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年11月29日

福岡県監査委員 山下 芳郎

同 伊藤 龍峰

同 行正 晴實

同 岩元 一儀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等5機関
 - (2) 監査対象期間：平成27年度
 - (3) 監査実施期間：平成28年6月22日～平成28年7月22日
- 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
健康増進課（病院事業）	平成28年7月12日～平成28年7月14日
医療指導課（病院事業）	平成28年7月12日～平成28年7月14日
企業局（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	平成28年7月19日～平成28年7月22日
矢部川発電事務所（電気事業）	平成28年6月22日～平成28年6月23日
苅田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	平成28年6月28日～平成28年6月30日

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

3 監査の範囲

- (1) 経営管理の状況
経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況
- (2) 財務諸表の内容
資産、負債及び資本の状況並びに損益の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を、学校法人筑紫女学園筑紫女学園高等学校等8団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年11月29日

福岡県監査委員	山下 芳 郎
同	伊藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	岩 元 一 儀

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象団体：学校法人筑紫女学園 筑紫女学園高等学校等8団体
- (2) 監査対象期間：平成27年度
- (3) 監査実施期間：平成28年6月1日～平成28年6月24日
監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象団体名	監査実施日
学校法人 筑紫女学園 筑紫女学園高等学校	平成28年6月1日
学校法人 筑紫女学園 筑紫女学園中学校	平成28年6月1日
学校法人 久留米工業大学 祐誠高等学校	平成28年6月2日
学校法人 東筑紫学園 東筑紫学園高等学校	平成28年6月7日
学校法人 東筑紫学園 照曜館中学校	平成28年6月7日
学校法人 豊国学園 豊国学園高等学校	平成28年6月8日
学校法人 博多学園 博多高等学校	平成28年6月9日
学校法人 精華学園 精華女子高等学校	平成28年6月24日

2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助に係る出納その他の事務が、援助の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査対象団体の事業概要及び財政的援助の内容
別表のとおり。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助に係る出納その他の事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

(別表)

監査対象団体名	事業概要	財政的援助の内容
学校法人筑紫女学園 筑紫女学園高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づく教育を行っている。	県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 502,750,000 円 ・福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金 12,909,600 円
学校法人筑紫女学園 筑紫女学園中学校	教育基本法及び学校教育法に基づく教育を行っている。	県は、当中学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 170,669,000 円
学校法人久留米工業大学 祐誠高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づく教育を行っている。	県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 552,357,000 円 ・福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金 31,657,300 円
学校法人東筑紫学園 東筑紫学園高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づく教育を行っている。	県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 414,963,000 円 ・福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金 28,366,400 円 ・福岡県私立学校耐震化促進費補助金 4,590,000 円
学校法人東筑紫学園 照曜館中学校	教育基本法及び学校教育法に基づく教育を行っている。	県は、当中学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 77,874,000 円
学校法人豊国学園 豊国学園高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づく教育を行っている。	県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減等を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 282,012,000 円 ・福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金 23,757,600 円
学校法人博多学園 博多高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づく教育を行っている。	県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 453,869,000 円 ・福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金 44,722,850 円
学校法人精華学園 精華女子高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づく教育を行っている。	県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 440,879,000 円 ・福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金 45,672,100 円

* 補助金の額は、平成27年度の交付額

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等21か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年11月29日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	岩 元 一 儀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関21機関
 (2) 監査対象期間：平成27年度
 (3) 監査実施期間：平成28年5月10日～平成28年6月22日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	平成28年6月14日～平成28年6月16日
朝倉農林事務所	平成28年5月31日～平成28年6月3日
八幡農林事務所	平成28年6月20日～平成28年6月22日
飯塚農林事務所	平成28年6月7日～平成28年6月9日
筑後農林事務所	平成28年5月17日～平成28年5月19日
行橋農林事務所	平成28年5月10日～平成28年5月13日
農業大学校	平成28年6月22日
農林業総合試験場	平成28年5月10日～平成28年5月11日
農林業総合試験場資源活用研究センター	平成28年5月12日～平成28年5月13日
農林業総合試験場豊前分場	平成28年6月22日
農林業総合試験場筑後分場	平成28年5月31日～平成28年6月1日
農林業総合試験場八女分場	平成28年6月20日～平成28年6月21日
中央家畜保健衛生所	平成28年5月20日
北部家畜保健衛生所	平成28年5月20日
両筑家畜保健衛生所	平成28年6月22日
筑後家畜保健衛生所	平成28年6月22日
筑後川水系農地開発事務所	平成28年5月24日～平成28年5月26日
水産海洋技術センター	平成28年6月20日～平成28年6月21日
水産海洋技術センター有明海研究所	平成28年6月2日～平成28年6月3日
水産海洋技術センター豊前海研究所	平成28年5月24日～平成28年5月25日
水産海洋技術センター内水面研究所	平成28年5月24日～平成28年5月25日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、工事の執行状況については、設計積算が適正に行われているかを、工事及び工事に伴う委託の契約状況については、当初及び変更契約時における設計図書等の書類が適正に整備されているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所 計7機関

イ 監査の内容

(ア) 工事の執行状況について

(イ) 工事及び工事に伴う委託の契約状況について

ウ 監査の視点

(ア) 設計積算が、適正に行われているか。

(イ) 当初契約及び変更契約時における設計図書等の書類が、適正に整備されているか。

第2 監査の結果

1 財務に関する事務

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- (1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
福岡農林事務所	支 出	1	通信運搬費において、前渡資金の精算が確認できなかった。
農林業総合試験場	契 約	1	県有財産賃貸借契約において、契約保証金を徴していなかった。
農林業総合試験場 資源活用研究センター	支 出	1	その他需用費において、不適切な事務処理により備品を購入していた。
水産海洋技術センター 豊前研究所	契 約	1	工事請負契約において、契約保証金を徴していなかった。
計		4	4件

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

2 重点事項（工事の執行状況等）

農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所の計7機関の監査対象期間中の工事558件、委託349件、合計907件のうち、278件（抽出率30.7%）を抽出し調査を行った。

監査の視点から見たところ、下記事項を除き、適正に執行されていた。

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

(7) 工事の執行状況について

対象部局名	調査区分	件数	説 明
農林水産部	工 事	1	締切工において、大型土のうの撤去を積算上すべきところ、誤ってバックホウ掘削を計上していたため、積算過小となっていた。
計		1	1件

(4) 工事及び工事に伴う委託の契約状況について

該当なし

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査
を知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務
局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年11月29日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	岩 元 一 儀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：知事部局の本庁、教育局の本庁、議事事務局、警察本部及びひ行政委員会（委員）事務局109機関

平成28年度の機構改革後の所属に対して、監査を実施した。
なお、廃止された筑後いずみ園については、廃庁監査を実施した。

(2) 監査対象期間：平成27年度

(3) 監査実施期間：平成28年7月5日～平成28年7月29日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

秘書	監査対象機関名	監査実施日
総務部	監査対象機関名	監査実施日
行政	営企画課	平成28年7月22日
人財	事政課	平成28年7月5日～平成28年7月8日
税務	務活課	
財産	用報課	
県民	務広課	
総務	生厚課	
防災	局防企課	
防災	局消防指課	
企画・地域振興部	(10課)	平成28年7月12日～平成28年7月15日
総合政策課		
広域振興課		
市町村支援課		
情報政策課		
調査統計課		
交通政策課		
空港対策局	空港整備課	
空港対策局	空港計画課	
国際局	国際政策課	
国際局	地域課	
人づくり・県民生活部	(8課)	平成28年7月5日～平成28年7月8日
社会活動推進課		
文化振興課		
スポーツ振興課		
男女共同参画推進課		
生活安全課		
私学振興・青少年育成局	政策課	
私学振興・青少年育成局	私学振興課	
私学振興・青少年育成局	青少年育成課	
保健医療介護部	(8課)	平成28年7月22日～平成28年7月29日
保健医療介護総務課		
健康増進課		
健康衛生課		

監査対象機関名	監査実施日
<p>医療指導課 薬務保険課 高齢者地域包括ケア推進課 介護保険課 福祉労働部 (9課) 子育て支援課 児童家庭課 (旧筑後いずみ園を含む) 障害者福祉課 労働局・労働政策課 労働局新雇用開発課 労働局職業能力開発課 人権・同和对策局調整課</p>	<p>平成28年7月22日～平成28年7月29日</p>
<p>環境部 (6課) 環境政策課 環境保全課 循環型社会推進課 廃棄物対策課 監視環境課 自</p>	<p>平成28年7月12日～平成28年7月14日</p>
<p>商工部 (9課) 商工政策課 中小企業振興課 中小企業支援課 中小企業技術振興課 新産業振興課 工業保立課 企業安定地策課 観光局観光振興課 観光局観光振興課</p>	<p>平成28年7月22日～平成28年7月29日</p>
<p>農林水産部 (13課) 農林水産政策課 農山漁村振興課 食の安全・地産地消課 団体の指進課 運輸出芸振興課 園水田営振支課 経営技術産林備課 畜養村業整興課 農林業振管課 水産局漁業振興課 水産局水産振興課</p>	<p>平成28年7月5日～平成28年7月14日</p>

監査対象機関名	監査実施日
県 土 整 備 部 (10課1室) 土 整 備 画 地 維 建 川 開 湾 防 路 对 策 企 用 道 道 河 河 港 砂 高 水 路 路 川 策 策 室 課 課 課 課 課 課 課 課 課	平成28年7月5日～平成28年7月8日
建 築 都 市 部 (8課) 建 築 都 市 計 画 導 路 道 画 宅 備 都 市 築 園 水 計 住 設 下 住 景 営 課 課 課 課 課 課 課 課	平成28年7月12日～平成28年7月15日
会 計 管 理 局	平成28年7月22日
議 会 事 務 局	平成28年7月19日～平成28年7月21日
教 育 庁 (11課) 總 財 文 企 社 教 施 高 義 人 体 務 務 務 保 調 教 設 教 教 教 育 育 育 育 教 育 健 康 化 画 会 職 員 護 整 育 財 文 企 社 教 施 高 義 人 体 務 務 務 保 調 教 設 教 教 教 育 育 育 育 教 育 健 康	平成28年7月26日～平成28年7月29日
人 事 委 員 会 事 務 局	平成28年7月22日
監 査 委 員 会 事 務 局	平成28年7月22日
警 察 本 部	平成28年7月19日～平成28年7月21日
労 働 委 員 会 事 務 局	平成28年7月29日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、補助事業の執行状況については、交付申請及び交付決定、並びに履行確認及び実績報告等が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱
い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入
未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算、施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、議事本部及び行政委員会（委員）
事務局 109 機関

イ 監査の内容

補助事業の執行状況について

ウ 監査の視点

(ア) 交付申請及び交付決定は、適正に行われているか。

(イ) 履行確認及び実績報告等は、適正に行われているか。

第2 監査の結果

1 財務に関する事務

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- (1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説	明
商工部 新産業振興課	収入	1		行政財産使用料において、調定が遅延していた。
教育庁 人権・同和教育課	収入	1		地域改善奨学資金貸付金償還金において、徴収努力により一定の収入実績があるものの、収入未済額が多額で前年度に比べて増加している。
計			2件	

- (2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説	明
企画・地域振興部	収入	1		庁舎等貸付料において、調定が遅延していた。
保健医療介護部	契約	1		県有財産使用貸借契約において、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る内容」となっていないかった。
福祉労働部	収入	1		前年度に引き続き、補助金の収入において、調定日を誤っていた。
福祉労働部	契約	1		前年度に引き続き、委託契約書に必要な事項を記載していなかった。
商工部	収入	1		小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入未済額が、徴収努力により前年度に比べて減少しているものの、多額である。
商工部	契約	1		委託契約において、委託料の減額精算を行っていないかった。
計			6件	

2 重点事項（補助事業の執行状況）

監査対象期間中の補助事業2,574件のうち、395件（抽出率15.3%）を抽出し調査を行った。

監査の視点から見たところ、下記事項を除き、適正に執行されていた。

- (1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

- (ア) 交付申請及び交付決定について

該当なし

- (イ) 履行確認及び実績報告等について

対象機関名	調査区分	件数	説	明
福祉労働部 障害者福祉課	支出	1		前年度に引き続き、補助金の額の確定を行っていないかった。
計			1件	

- (2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等15か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年11月29日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	岩 元 一 儀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関15機関
 (2) 監査対象期間：平成27年度
 (3) 監査実施期間：平成28年5月11日～平成28年6月23日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	平成28年5月17日～平成28年5月20日
久留米県土整備事務所	平成28年5月24日～平成28年5月26日
南筑後県土整備事務所	平成28年6月7日～平成28年6月10日
直方県土整備事務所	平成28年6月21日～平成28年6月23日
京築県土整備事務所	平成28年6月8日～平成28年6月10日
朝倉県土整備事務所	平成28年6月21日～平成28年6月23日
八女県土整備事務所	平成28年5月31日～平成28年6月3日
北九州県土整備事務所	平成28年5月31日～平成28年6月3日
田川県土整備事務所	平成28年6月15日～平成28年6月17日
飯塚県土整備事務所	平成28年5月24日～平成28年5月26日
那珂県土整備事務所	平成28年6月15日～平成28年6月17日
五ヶ山ダム建設事務所	平成28年5月17日～平成28年5月18日
伊良原ダム建設事務所	平成28年5月19日～平成28年5月20日
苅田港務所	平成28年5月11日～平成28年5月12日
流域下水道事務所	平成28年5月11日～平成28年5月12日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に配慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

- (1) 収入
 使用料及び手数料、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- (2) 支出
 報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- (3) 人件費
 報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況
- (4) 契約
 契約締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
 土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

- (6) 物品
取得、管理及び処分状況
- (7) 工事
設計積算及び施工等状況
- (8) 用地
設計積算及び履行確認検査等状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
飯塚県土整備事務所	収入	1	河川堤防占使用料において、調定が遅延していた。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	収入	1	水利使用料において、調定が遅延していた。
	工事	3	道路舗装補修工事において、路面切削の施工規模の適用条件及び産業廃棄物の数量等を誤ったため、積算過大となっていた。
			橋梁補修工事において、施工地域区分を誤ったため、積算過小となっていた。
計			4件

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査をアジア文化交流センター等75か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年11月29日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	岩元一儀

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
育徳館高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月14日まで	平成28年6月14日
行橋高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月26日まで	平成28年5月26日
門司大翔館高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月17日まで	平成28年5月17日
小倉商業高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月14日まで	平成28年7月14日
小倉西高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月19日まで	平成28年5月19日
小倉東高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月27日まで	平成28年7月27日
若松高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月30日まで	平成28年6月30日
八幡中央高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月12日まで	平成28年7月12日
八幡南高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月18日まで	平成28年5月18日
北筑高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月20日まで	平成28年7月20日
宗像高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月7日まで	平成28年6月7日
光陵高等学校	平成27年10月1日から 平成28年4月27日まで	平成28年4月27日
水産高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月22日まで	平成28年6月22日
玄界高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月23日まで	平成28年6月23日
須恵高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月5日まで	平成28年7月5日
香住丘高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月1日まで	平成28年6月1日
香椎高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月29日まで	平成28年6月29日
福岡中央高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月7日まで	平成28年7月7日
修猷館高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月29日まで	平成28年6月29日
福岡工業高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月8日まで	平成28年6月8日
福岡講倫館高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月12日まで	平成28年7月12日
玄洋高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月22日まで	平成28年7月22日
福岡農業高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月28日まで	平成28年6月28日
筑紫中央高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月1日まで	平成28年6月1日
武蔵台高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月5日まで	平成28年7月5日
筑紫高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月28日まで	平成28年7月28日
糸島高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月29日まで	平成28年7月29日

教育庁

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
三井高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月30日まで	平成28年6月30日
久留米高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月23日まで	平成28年6月23日
三潞高等学校	平成27年10月1日から 平成28年4月27日まで	平成28年4月27日
大川樟風高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月18日まで	平成28年5月18日
三池工業高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月26日まで	平成28年5月26日
福岡高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月20日まで	平成28年7月20日
浮羽工業高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月16日まで	平成28年6月16日
浮羽探究真館高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月17日まで	平成28年5月17日
朝倉高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月19日まで	平成28年5月19日
東鷹高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月21日まで	平成28年7月21日
田川科学技術高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月21日まで	平成28年7月21日
嘉徳高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月21日まで	平成28年6月21日
直方高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月16日まで	平成28年6月16日
鞍手竜徳高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月25日まで	平成28年5月25日
築城特別支援学校	平成28年2月1日から 平成28年8月3日まで	平成28年8月3日
小倉聴覚特別支援学校	平成27年12月1日から 平成28年6月9日まで	平成28年6月9日
特別支援学校「北九州高等学園」	平成27年11月1日から 平成28年5月24日まで	平成28年5月24日
太宰府特別支援学校	平成27年12月1日から 平成28年6月15日まで	平成28年6月15日
福岡高等視覚特別支援学校	平成27年10月1日から 平成28年4月15日まで	平成28年4月15日
特別支援学校「福岡高等学園」	平成27年10月1日から 平成28年4月15日まで	平成28年4月15日
小郡特別支援学校	平成27年11月1日から 平成28年5月24日まで	平成28年5月24日
久留米聴覚特別支援学校	平成27年12月1日から 平成28年6月9日まで	平成28年6月9日
筑後特別支援学校	平成28年1月1日から 平成28年7月27日まで	平成28年7月27日
育徳館中学校	平成27年12月1日から 平成28年6月14日まで	平成28年6月14日
宗像中学校	平成27年12月1日から 平成28年6月7日まで	平成28年6月7日
嘉徳高等学校附属中学校	平成27年12月1日から 平成28年6月21日まで	平成28年6月21日

教育庁

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説明
教育庁	支出	1	物品購入において、代金の支払が遅延しているものがあった。
		1	物品購入において、平成28年度予算で支出すべきところを平成27年度予算で支出しているものがあった。また、代金の支払が遅延しているものがあった。
	契約	2	物品購入に係る契約書類において、暴力団排除条項の内容に不備があった。
	財産	1	20万円以上の物品購入において、物品購入同書の決裁を受ける前に一部物品の納品を受けていた。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第10号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年11月29日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

福岡県公安委員会規則第11号

司法警察員等の指定に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年11月29日

福岡県公安委員会

司法警察員等の指定に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第189条第1項及び第199条第2項、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）第19条第3項、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第23条第1項並びに犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「通信傍受法」という。）第4条第

1項の規定に基づく司法警察員等の指定について定めるものとする。

（司法警察員及び司法巡査）

第2条 福岡県警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官は司法警察員とし、巡査の階級にある警察官は司法巡査とする。

2 福岡県警察本部長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、福岡県警察に勤務する巡査の階級にある警察官を、司法警察員に指定することができる。

（逮捕状並びに没収保全及び附帯保全の請求をすることができる司法警察員）

第3条 福岡県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第2項、麻薬特例法第19条第3項、不正競争防止法第35条第3項及び組織的犯罪処罰法第23条第1項の福岡県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げる者とする。

(1) 警察本部長

(2) 警察本部の生活安全部、刑事部、暴力団対策部、交通部及び警備部の警部以上の階級にある警察官

(3) 福岡市警察部及び北九州市警察部の警部以上の階級にある警察官

(4) 警察署の警部以上の階級にある警察官

（傍受令状及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員）

第4条 福岡県警察に勤務する警察官のうち、通信傍受法第4条第1項の福岡県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。

(1) 警察本部の生活安全部、刑事部、暴力団対策部、交通部及び警備部の警視以上の階級にある警察官

(2) 警察署の警視以上の階級にある警察官

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。

（刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定

に関する規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第1号）

- (2) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年福岡県公安委員会規則第9号）
- (3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年福岡県公安委員会規則第1号）
- (4) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年福岡県公安委員会規則第11号）
- (5) 不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成27年福岡県公安委員会規則第11号）

福岡県公安委員会規則第304号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第11条第1項に規定する国外犯罪被害弔慰金等の支給についての裁定に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の制定を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成28年11月29日

福岡県公安委員会

- 1 意見公募手続を実施しなかった理由
審査基準は、平28年8月5日から同年9月3日までの間、警察庁長官官房給与厚生課において、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めたモデル審査基準と実質的に同一の内容であり、行手条例第37条第4項第5号に該当することから、実施しなかったもの。
- 2 審査基準の設定の日
平成28年11月30日
- 3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課に備え置く。

雑 報

新・福岡県立美術館基本構想検討委員会公告

新・福岡県立美術館基本構想検討委員会の中間報告に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総人第299号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成28年11月29日

新・福岡県立美術館基本構想検討委員会会長 建島 哲

1 意見募集の対象となる事案

新・福岡県立美術館基本構想検討委員会中間報告

2 事案の要旨

1 新・福岡県立美術館の開設に向けた背景

1. 1 現・福岡県立美術館の概要
1. 2 美術や美術館をめぐる近年の状況
1. 3 福岡県立美術館が果たしている基本的役割とこれから求められる新たな役割
1. 4 現・福岡県立美術館の現状と課題

2 新・福岡県立美術館の目指すもの

2. 1 新・福岡県立美術館のコンセプト
2. 2 新・福岡県立美術館の使命と活動
2. 3 新・福岡県立美術館のプレゼンスの確立のために

3 新・福岡県立美術館の整備方針（施設と運営）

3. 1 施設
3. 2 運営等

3 事案の閲覧場所等

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1階）

- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）
 - (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
 - (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
 - (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
 - (6) 福岡県立美術館（福岡市中央区天神5-2-1）
 - (7) 福岡県立図書館（福岡市東区箱崎1-41-12）
 - (8) 福岡県青少年科学館（久留米市東櫛原町1713）
 - (9) アクロス福岡（福岡市中央区天神1-1-1）
 - (10) 福岡県のホームページ
（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp> 「県政へのご意見・相談窓口 意見募集（パブリックコメント）」）
- 4 意見書の提出期間
平成28年11月29日（火）から平成28年12月12日（月）まで
（郵送は平成28年12月12日（月）消印まで。）
- 5 意見書の提出方法
別紙意見書に記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出のこと。なお、電話での意見の受付は行わないこと。
- 6 意見書の提出先
福岡県教育庁教育企画部社会教育課 文化・県立美術館将来構想班
（住所）〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
（ファクシミリ）092-643-3889
（電子メール）ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp
（問合せ先）092-643-3888

別紙

意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
項目 (〇〇について)	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 「意見」および「理由」をできるだけ本用紙1枚に納めてください。項目に対する個別の意見については、意見の対象となる事案のページ数を明記してください。
- 2 日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校等の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。